

## 「第 115 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）に、「第 115 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 A ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

### 1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供とともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は森田満樹委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和 7 年 3 月に開催される第 55 回食品添加物部会（CCFA）の主な検討議題の説明を行い、令和 6 年 10 月に開催された第 27 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）、令和 6 年 10 月に開催された第 48 回食品表示部会（CCFL）及び令和 6 年 11 月に開催された第 47 回総会（CAC）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催とした。傍聴についてはウェブ参加としました。

### 2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

#### (1) 第 55 回食品添加物部会（CCFA）

**仮議題 4(b) 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告**

（森田満樹委員）個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組について、各論の検討も含めて対処して頂きたい。

（事務局）この整合の作業は、個別食品規格の添加物条項を GSFA に反映させる作業であり、引き続き正確に反映されるよう対応したい。

（森田満樹委員）第 51 回以降、日本が務めている電子作業部会（EWG）の共同議長を引き続き務めて頂きたい。

（事務局）御意見いただき感謝。

**仮議題 5(a) 食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告**

（辻山弥生委員）データを出さないといけないといった説明等非常に分かりやすかった。以前、事業者が、将来的により多く使用するかもしれないことから数倍高い濃度を提出し、CCFA で苦労したことがある。日本が高めの値を出す場合は、事前に各国や JECFA と意見交換し、許容一日摂取量（ADI）等の関係で下げないといけない場合、どこまでなら受け入れられるのか業界に確認し、対処方針を作成されるとよいと考える。

（高橋裕子委員）GSFA に関する説明資料を興味深く拝読した。濃度の基準値が話し合いで決められていて、発言力が大きい国が有利とのこと感じた（注：当日は御欠席のため書面にて御意見いただいた）。

## 仮議題6 食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG36-1989）の改訂案

(森田満樹委員) INS 番号は日本の食品添加物制度には関係がないが、諸外国では食品表示に採用しているケースもある。今後、番号を改訂するにあたって、どのような方向性で改訂が行われるのか。FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）評価を受けていないものへの変更か、個別食品規格で INS 番号を提案する国があつたら追加するのか、ケースバイケースか教えていただきたい。

(事務局) INS は各国で使用されている食品添加物をリストにしたものであり、JECFA 評価の有無にかかわらず掲載される。一般論で、JECFA が ADI を定め又はその他の基準に基づき安全と判断し、かつ、コーデックスが INS による番号を付与した食品添加物が一般規格である GSFA に包含されることになる。そのため、GSFA への掲載を目指して INS 改訂を提案するケースもあると考えられる。いずれにせよ、提案された場合の内容等に基づき、INS の改訂が適切かどうか個別に判断がなされることになると考える。

## 仮議題8 パン用酵母の規格（ステップ4）

(樋渡由岐委員) 日本の立場では、現在、酵母のコーデックス規格は不要との考えであるが、中国やトルコが規格を必要とする理由（懸念）は、どのようなことからか。

(事務局) 提案国である中国からは、提案背景として「消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保」というコーデックスの目的に沿って提案したと説明があったが、それらに関連したどのような問題があるか具体的な説明はなかった。そのため、提案背景ははっきりわからない。

第 53 回 CCFA（2023 年）の際、コーヒーブレーク中の立ち話などでも情報収集したが、中国の提案理由ははっきりわからなかった。中国関係者から聞いた内容を紹介したい。中国政府の職員は、「業界からの要望があったので提案した。」とのことだった。また、会場に傍聴に来ていた中国の酵母メーカー社員からは、「出荷先によって異なるスペックを求められるため対応に苦慮しており、それを解決できればと考えている。」との説明があった。当方から、ビジネスで求められるのは各パンメーカーのニーズに沿った酵母（例、砂糖を使うパンに向く酵母、皮がパリッと焼けてバゲット等に向く酵母等）と考えられるが、コーデックス規格は包摂的なものになり、コーデックス規格を策定しても、出荷先ごとに異なるスペックを求められる点は解決しないのではと伺ったところ、それはわからないとのことだった。

トルコは、第 44 回総会（2021 年）では中国提案を支持すると表明していたが、その後 CCFA でのプロジェクトドキュメントの検討では特に積極的姿勢はなかった。昨年の立ち話では、担当者は「提案国による規格策定の必要性の説明には納得していないが、トルコはパン用酵母の大生産国と自認しており、作業開始するなら提案国だけに有利な規格にならないよう対応したい。」とのこと。トルコとして、積極的に規格策定をしたいわけではないが、作業が始まると自國にとって不利にならないよう対応していくという姿勢のようであった。

(樋渡由岐委員) 第 98 回連絡協議会の第 44 回総会（2021 年）の報告資料に、「国際酪農連盟（IDF）が酵母の規格策定をすることに賛成」との記載があるが、現在も IDF の立場は変わらないのか。

(事務局) IDF は、第 44 回総会では中国提案を支持すると表明していたが、その後、CCFA や EWG での検討では一切発言はなく、現在のスタンスは不明。第 44

回総会での IDF 発言より、発酵乳ケフィアの製造に酵母が使用されるため、酵母の規格策定に関心をもっていたようであるが、その後の CCFA での検討で、対象が「酵母」から「パン用酵母」に絞られたため、IDF の関心事項ではなくなっている可能性もある。

(森田満樹委員) パン用酵母の規格策定において、日本のパン用酵母製品は種類が多く、小規模事業者も多いことから業界団体のアウトサイダーも多いのではないか懸念している。実態把握は進んで十分に反映できている状況なのか、教えて頂きたい。

(事務局) パン用酵母の業界団体は日本イースト工業会があり、会長会社である国内シェアトップのオリエンタル酵母工業（株）を始め、中小企業を含めた6社が会員企業となっている。日本国内におけるイースト生産量は、年間約38千トンから41千トンであり、近年減少傾向にある。その99%超は酵母を培養して脱水した生のパン用酵母（生イースト）、乾燥して粉末にしたドライイーストは1%弱である。国内シェアは、日本イースト工業会の会員企業6社でほぼ100%である。国内の大手製パンメーカーが使用しているパン用酵母は、日本イースト工業会の会員企業が国内で製造している生イーストであると聞いている。

委員からの御質問のとおり、日本のパン用酵母製品は種類が多く、業界団体に所属していない小規模事業者が製造・販売している製品も存在することはインターネット等の情報から承知している。しかし、そういったアウトサイダーの製品は、国内生産量に占める割合が極めて少なく、詳細を把握することが困難である。また、①アウトサイダーのパン用酵母は、輸出をメインにしているものではなく、地方のベーカリーショップ等に販売されると考えられること、②現在の規格案は、各国の意見を考慮して作られたもので、幅広い製品をカバーする包摂的な規格案になっており、極めて特徴的な製品でない限りカバーされると考えられることから、アウトサイダーの製品への影響は限定的と考えている。

#### 仮議題9 食品添加物に関する一般規格（GSFA）、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書

(森田満樹委員) GSFA 個別食品規格について、「個別食品規格への特定の食品規格条項の組み込みを可能な限り最小限に抑える」とあるが、仮議題8の酵母の個別食品規格を要望される等の事が起こっている。今後、こうした個別食品規格の要望が増えることに対して、相違の防止が図られるための討議という理解でよいか。一方、日本が個別食品規格の要望をするような場合はどのような点に留意することになるか、教えていただきたい。

(事務局) 本議題は、今後作られる個別食品規格について、策定前の段階で GSFA との相違が生じないよう何ができるかを検討するための討議である。昔策定された個別食品規格には、独自に食品添加物条項を設け、GSFA との相違が発生しているものが多くあるため、整合をとる作業を進めている。

近年は、個別食品規格を策定する際には、原則として GSFA を参照することになっているが、それでも軽微な GSFA 改訂が、例えば「〇〇に使える」と個別食品規格になった場合、GSFA では「〇〇に使えない」など、改訂が必要になるケースがある。そのため、新たな個別食品規格が作られれば、その都度、GSFA 改訂が必要かを確認し、必要に応じて GSFA 改訂案を策定する作業が発生する。その作業を誰が主体になって行うか、個別食品部会・地域調

整部会と、CCFAの連携をどのようにとるか、この議題の主な論点である。

また、今後、日本が新たに個別食品規格の提案をする場合の留意点についての御質問について、一般論になるが、個別食品規格を提案する場合、大前提として、コーデックス手続きマニュアルで定めているとおり、国際規格がないことで消費者の健康保護や食品の公正貿易の問題が生じている事等を十分確認する必要がある。

#### 仮議題 10 その他の事項及び今後の作業

(森田満樹委員) 細胞培養食品について国際的な関心が高まっており、第47回総会ではガイドラインは今回のCCFAで、実施規範は次回食品衛生部会(CCFH)に新規作業を提出予定とあるが、一方、日本では消費者庁の食品衛生基準審議会でガイドラインの議論が行われているところであり、国際基準との整合性はどのように図られる予定か。

(事務局) 御指摘のとおり、消費者庁では昨年11月の食品衛生基準審議会新開発食品調査部会において、細胞培養食品に関する議論を開始した。本年2月21日の部会では、今後、具体的なガイドライン案の検討について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に行っていき、少なくとも夏頃には中間的な案を部会に報告する予定である。

これは、我が国で細胞培養食品の販売を希望する事業者が現時点において複数存在しており、他方、我が国には細胞培養食品の販売に関する制度的な枠組みが存在しないことから、細胞培養食品を販売する事業者の経済活動を妨げないようにするとともに、食品の安全と国民の健康を確保する観点から、可及的速やかに制度的枠組みを整備するため、検討を進めているものである。

このため、国際基準の策定を完全に待ってから国内制度を整備することは困難であるが、国際的な議論には日本としても積極的に関与し、可能であれば日本の知見や課題を共有等といった国際貢献とともに、隨時国内ガイドライン案の検討に反映されるよう努めたい。また、国内でのガイドライン策定後に国際的な議論が進んだ場合には、隨時その内容を国内ガイドラインに反映するための改正を検討していきたいと考えている。

(清水隆司委員) 本日御説明いただいた資料に培養肉とあったが、スコープは培養肉に限定されているということか。

(事務局) 正確には、細胞培養における培地液の安全性確保についてと認識。詳細なスコープはまさにこれから議論されるため、注視する。

(清水隆司委員) 提案は、培養液の安全性評価のガイドラインと衛生規範ということで、全般をカバーするものを策定予定ということか。

(事務局) スコープについてはまさにこれから議論されるため、まずは各国の対応を聴取し、我が国としても必要に応じて参画する。

(清水隆司委員) 培養肉に次ぐ分野として、乳関係のたんぱく質が非常に進んでおり、IDFでも関心の高い分野であるため、検討の過程で情報共有等行っていただきたい。

(事務局) 精密発酵が対象となるのかという点が御关心事項と思うが、補足させていただくとシンガポールからのプロジェクトドキュメントの脚注に、この文書では cell-based foods は、動物から分離した細胞を培養して製造した食品を指す旨の記載があり、精密発酵は対象としてないと考えられる。

(梶山浩委員) 細胞培養の際には、成長因子や抗菌剤、足場等を入れることになるが、これらは国際的には食品添加物として考えられているのか。その場合、

GSFA へ記載されるのか。

(事務局) ガイドラインは様々なハザードについて議論がなされることになると  
考える。また、御指摘の例示で、例えば足場については新しい概念であり、  
各国ごとに添加物に係る規制が異なる状況も踏まえ、どのような議論がな  
されるのか、よく聴取してまいりたい。

(梶山浩委員) 抗菌剤が入ってくるので、食品添加物として判断される場合、規格  
基準が必要になるのかと思い気になった。

(事務局) シンガポールは、培地成分は製造の過程で使用されるが最終製品にはあ  
まり残らない点が加工助剤に似ているためCCFAに提案すると説明している。

(梶山浩委員) 培地成分は最終製品には残らないのか。

(事務局) プロジェクトドキュメントには残るものもあるとの記載がある。また、  
プロジェクトドキュメントには、今まで食品に添加されたことのない成分  
は追加的な精査が必要といった記載や、決定木を作ることも提案されてい  
る。食経験の有無等によって決定木で分類し、食経験のないものはより慎重  
な安全性確認が必要、というようなガイドラインを作りたいのではないか  
と推測している。

(辻山弥生委員) 対処方針にて、「作業が開始する場合には、EWGに参加し、国内  
ステークホルダーの意見を聞きつつ対応」とあるが、今あるプロジェクトド  
キュメントをサポートするということか、またはプロジェクトドキュメン  
トについては議論をする必要があるとの立場か。

(事務局) まだ提案が出されたばかりのため、よく中身を見て、他国の動向も見て  
検討していく。

(辻山弥生委員) 新規作業提案が承認される場合、必ずEWGが設置されるわけでは  
ないため、「EWGに参加し」はミスリードになると考える。

(事務局) この部分を記載した背景としては、第114回コーデックス連絡協議会に  
て木戸委員より、「CCFAで検討が進む場合は作業部会に参加するのか」との  
御質問をいただいていたため。その時は、まだプロジェクトドキュメントも  
提出されておらずはっきり回答できなかったが、今回はプロジェクトドキ  
ュメントをもとに関係省庁での協議もしており記載した。

## その他

(山口隆司委員) 韓国がホストをされるが、登録システムに問題があったと聞いて  
いる。登録締め切りを延長した対応をされているようであるが、その原因に  
ついて情報があればお示しいただきたい。

(事務局) 御指摘のとおり、本年1月8日の案内状においては、登録締め切りは2  
月25日であったが、その後3月10日まで延長となった。原因については、  
手続き上の問題であり、ホスト国と共同ホスト国の中華人民共和国及び韓国の協力によ  
って解決が図られているとコーデックス事務局から伺っている。その後、2  
月25日、登録システムが再開したと承知している。

(梶山浩委員) GSFAは日本の使用基準にあたると認識しているが、使用基準では最  
大濃度の他に用途制限がある。コーデックスでは、INSで使用用途を規定し  
ているという理解で良いか。

(事務局) 御認識のとおり、INSで添加物の機能を規定しており、規定されている  
機能以外では使用できない。

## (2) 第27回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)

議題3：FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)を含むFAO/WHOからの関心

## 事項

(山口隆司委員) 「不完全なデータパッケージによる残留農薬用医薬品の安全性評価に関するガイダンス」が作成されているが、今回のエトキシキンについて  
は、「no data submitted」のため、活用できなかったということでおいか。

(事務局) このガイダンスは、2024年2月の第98回 JECFAで検討・改定されたもの  
ので、エトキシキンの議論との関係性については、JECFAの報告書上確認で  
きないが、御認識のとおり、エトキシキンは、データが提出されなかつたこ  
とから、評価がされなかつたということで間違いないと思われる。

(山口隆司委員) エトキシキンでは、データ提出がされなかつたとのことであるが、  
JECFAに提案した国（組織）が責任をもつてデータ提出をコミットする方式  
は導入できないのか。

(事務局) CCRVDFの会合での優先順位リストへの掲載に当たつての議論では、基  
本的には、各国からの掲載の提案とともにデータの提出見込みがあること  
も確認の上で、決定される。エトキシキンについては、前回会合において、  
インド及びフィリピンから掲載の提案がされ、インドからデータの提供が  
できる旨の説明があつた。

## 議題6：第98回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留 基準値（MRL）案（ステップ4）

(梶山浩委員) 今回、魚類への国際基準の議論があつた、フマギリンジシクロヘキ  
シルアミン及びイミダクロプリドについては、国内で使用されていないとい  
うことでおいか。

(事務局) そのとおりである。

(梶山浩委員) また、フマギリンジシクロヘキシルアミンは、はちみつの国際基準  
も設定されたが、国内では使用されていないのか。また、ミツバチにはどの  
ような目的や使用方法になるのか。

(事務局) ミツバチに対しては、国内では使用されていないが、海外では、ノゼマ  
病の対策として使用される。国内の使用がないので、詳しい使用方法までは  
把握できていないが、一般に、ミツバチに使用される動物用医薬品は、餌に  
混ぜる、巣箱等に散布するなどの投与方法があると思われる。

## 議題8：飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するア クションレベル設定のための規準及び手順

(山口隆司委員) アクションレベル設定に向けては、従来案と代替案を組み合わせ  
た新規作業の提案と受け取つてよい。また、EWGの再設置は、①補完的ガ  
イドラインの作成、②アクションレベルの開発のためということになるの  
か。

(事務局) 二点ともそのとおり。

## 議題9：コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びコーデックス食品残留動物用医薬 品部会（CCRVDF）における作業の調整

(山口隆司委員) この作業においては、いくつか課題があるものの、全体的な調整  
は進展していると理解してよい。

(事務局) この議題に関しては、長期的な視点から継続的に対応していく議題であ  
り、今回会合では、具体的な成果の説明はなかつたが、前回会合では、両部  
会間で可食臓器の定義が合意されるなど、全体としては進展していると考  
える。

### (3) 第48回食品表示部会 (CCFL)

#### 議題4：コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）

(山口隆司委員) サフランの収穫国の義務表示事項について「承認せず執行委員会(CCEEXEC)及び総会(CAC)に付託する」というのは、①決着を委ねる、ということか、②どの部会(スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCSCH)、CCFL)で検討するか、指示を伺うということか。

(森田満樹委員) サフランの原産国を義務表示事項とする条項は承認、収穫国を義務表示事項とする条項は承認せず、執行委員会と総会に付託することになったが、総会においての議論についてもまとまらず、両者とも「策定予定」として、再度再検討されるのか、それとも先延ばしにしたままとなるのか、教えて頂きたい。

(事務局) 第48回CCFLでコンセンサスに至らなかつたことを受けて、今後「収穫国」の表示に論点を絞ったEWGが設置され、第8回CCSCH(2025年10月)及び第49回CCFL(2026年5月)で改めて議論されることになると承知している。

#### 議題5：アレルゲン表示

##### 議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ7）

(山口隆司委員) 日本からの、魚及び甲殻類の「特定の名称」について記載する方向での提言について、「消費者は、具体的な原材料名を知ることができる」から、受け入れられなかつたようである。これは、特定のアレルギーを持った消費者は、原材料名から、各自判断できるということか。

(事務局) 御理解のとおり。

(森田満樹委員) 「魚」「甲殻類」という類別名について、日本の意見をきちんと伝え、代案として「魚又はその魚の名称」に変更すべきとの主張したことは、日本が長年構築してきたアレルギー表示の制度に関わることであり良かったと思うが、最終的には受け入れられないのは残念であった。コーデックス規格のアレルゲンについては、個別の名称もあり、類別名もあり、木の実類は今回個別の名称となる中で、類別名と個別の名称の考え方をどのような考え方のもので整理しているのか。

(事務局) 御指摘のように、今回の改正で木の実類については個別の名称が規定されることになり、これは「患者の食品の選択を過度に制限しない」という観点から、なるべく個別の名称で指定することが望ましい」という我が国のスタンスとも合致するものと考えている。一方で、国や場合によっては特定の魚種を書かれても「魚」だと分からぬ消費者もいるかもしれないことから、「魚」という一般的な名称のほうがよいとの意見もあり、今回の議論ではそちらが受け入れられた。立場や状況の異なる各国が論点ごとに様々意見することもあり、この点に関しては、コーデックスとして定まった考え方があるとは承知していないが、実際に成立した改正案を見ると個別の名称まで規定されているのはシリアルと木の実類のみで、あとは類別名であるということは言えるかと思う。

(廣田浩子委員) アレルギーがある人からすると、安全性の観点から、日本が提案したように、個別の食品名での表示が認められたらよかつたと思うが、採用されなかつたとのことで、今後は国内でも、類別名または個別の食品名どちらの表示でも構わないとなるのか。

(事務局) 現時点において国内制度の今後の運用を変更することは考えておらず個別の食品名での表示が必要となる。

(細野秀和委員) CCFL でのアレルゲン表示は、p. 52 にも記載されている、FAO/WHO 合同専門家会合が発出した 5 部のレポートをベースに議論されているが、実行可能性について疑義が示され、例えばアレルゲン表示の適用除外について、レポートはあくまでも例示と位置付けられるべき、とされた (p. 54)。予防的アレルゲン表示 (PAL) においても、合同専門家会合のレポートについていくつかの疑義が表明されている (p. 55-57)。日本のアレルゲン表示制度は表示免除のルールを含めて 20 年以上の実績があることから、その知見を取り込んでいたただくことで、コーデックスのルールが、多くの国にとってより実行可能性のあるものになると考える。6 月にタイ・バンコックで開催される予定の Food Allergen Asia Conference には、FAO/WHO 合同専門家会合のキーパーソンと、コーデックス食品表示部会のキーパーソン、アジア各国の行政官が参加すると思われる (<https://www.foodallergensasia.com/index.htm>)。このような機会に、日本からも是非アレルギー表示の専門家と担当行政官、さらにはアレルゲン分析の実務に詳しい技術者が参加して、活発な意見交換をすることが重要だと考える。

(事務局) PAL については次回第 49 回 CCFL で引き続き議論される一方、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985、GSLPF) の改正については今回でいったん一区切りということだが、FAO の担当者によれば、専門家会合のレポートについて今後もエディションを重ねていくという話もあり、引き続き我が国の制度を踏まえながら国際的な議論にコミットしてまいりたいと考えている。

### 議題 5.2 : 予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ 4）

(細野秀和委員) PAL では、検査法の欠如（実行可能性）への懸念 (p. 55 下から 2 行目) に対し、「次回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 会合までには適切な検査法に関する助言が提供される見込み」との説明がなされ、ステップ 5 に進めることとされた。次回第 44 回 CCMAS 会合は本年 5 月 5-9 日の予定であり、2 カ月後である。「適切な検査法に関する助言」が現在どこまで進捗しているのか、本件 EWG に日本政府はどのようなスタンスで臨んでいるのか、可能な範囲で御教示いただきたい。

(事務局) CCMAS EWG の専門家登録には、国立医薬品食品衛生研究所の室長であり、かつ食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の委員でもある爲廣先生を登録している。作業の進捗は、昨年提出した検査法に関して妥当性確認のデータ集積が行われたところである。

(山口隆司委員) リスク評価を行う小規模な食品関連事業者への負担・ガイダンス欠如について、アレルゲンの意図しない存在のリスク評価についてわかりやすいガイダンスの作成を望む。特に ED01 と ED05 への対応・管理にもつながるものと考えている。

(事務局) ガイダンス作成の動きに注意してまいりたい。

(高橋裕子委員) 「本品製造工場では○○を含む製品を生産しています」という表示をよく見る。PAL の原則「アレルゲンの意図しない存在を防止または制御できない状況」を考えたら必要な表示だと思うが、同じ機械を使用している場合と同じ敷地内で製造している場合では違うと思うので、上記の表示には違和感を覚える（注：当日は御欠席のため書面にて御意見いただいた）。

(事務局) 我が国における「本品製造工場では○○を含む製品を生産しています」

のようないわゆる「注意喚起表示」は、常にというわけではないがコンタミネーションにより特定原材料等が数  $\mu\text{g}/\text{ml}$  濃度レベル又は数  $\mu\text{g}/\text{g}$  含有レベル以上含有してしまうことが想定されるときに表示する注意喚起となっている。「同じ機械を使用している」場合であっても、「同じ敷地内で製造している」場合であっても、コンタミネーションにより、常にというわけではないが一定レベル以上の含有が想定される場合に行われる表示という考え方と同じとなる。

(森田満樹委員) PAL については、分析法も CCMAS で保留されており、検査法も欠如しているにもかかわらず参考用例 (RfD) は提示されている。今後はキャパシティビルディングを行う旨の説明があったということだが、議論の優先順位がよくわからず、論点も義務か任意かも規定されないまま、提示方法 (may contain) の提示だけが示されていることが懸念される。日本においては「可能性表示」は認められておらず、考え方もかなり異なる。今後の日本の表示制度について影響はあるのか。現在はステップ 4 だが、このまま進んで義務表示ということになつていかないように、意見を述べていくような方針はあるのか。

(事務局) 前提として、資料の p. 75 にあるように、「本ガイドラインはあくまで任意のものであって、各国はよりリスクベースで自国の実情に応じた規制を行うことができる」ということが最終レポートでも確認されているところ。ただし、違っているなら違っているきちんとした理由が必要ということと認識している。また、現時点においては、本ガイドライン案は「PAL を行う場合」のルールを定めるものであって、PAL を義務表示にするというものではないと認識している。ただし、国によっては異なる意見を持っているところもあるかと思う。

その上での御回答となるが、資料の p. 77 にあるように、我が国の考え方としては「意図せざるアレルゲンの存在」であっても、一般的にアレルギー反応を誘発すると考えられる量を含有する場合にはアレルギー表示をすべしということになっている。コーデックスの PAL ガイドライン案は、この表の「原材料としない」部分について「意図しないアレルゲンの存在のリスクを伝えるための PAL の使用」のルールを策定しようとしているものだが、我が国に関して言えば既に患者の健康被害を未然に防ぐための制度が構築されており、新たに制度の変更等を行う必要はないと考えている。

ただし、御紹介させていただいたように、特にセクション 4.3 の一般原則の規定案について様々な意見があり議論がまとまつていない状況のため、まずは、今後の議論の推移により我が国との制度との関係で支障が生じることにならないよう意見を述べていくことが必要と考えている。

(辻山弥生委員) 「リスク評価を行う」とあるが、定性的なリスク評価とは何を指すのか。また、定量的なリスク評価とは誘発用量 (ED) 05 や ED01 等のことであるのか。

(事務局) 定性的なリスク評価とはどういうものかという点については、まさに多数の国から懸念が示されているところであると認識している。現時点では、FAO/WHO においてガイダンスを提供するための情報収集を開始したところであり、それ以上の情報については承知していないが、今後の作業の状況を注視してまいりたい。

(森田満樹委員) ステップ 8 に進んだものについてはすべて総会で承認されたのか。

(事務局) 全て総会で承認された。加えて、議題 5.2 : 預防的アレルゲン表示ガイドライン原案についてもステップ 5 に進み予備採択されたと承知している。

(森田満樹委員) PALについては議論がまとまっている点が多くある状況かと思うが、ステップとしては進んだということか。

(事務局) ステップは進んだが、特にガイドラインの性質を左右することになると思われるセクション4.3等、引き続き議論がなされる部分については、今後の議論次第であり、注視してまいりたい。

(森田満樹委員) PALについては、任意表示として議論が進んでいるのか。義務表示になる可能性もあるのか。どちらの意見が強いのか。

(事務局) 現時点では一概にどちらの可能性が高いということはお答えしかねる。

(森田満樹委員) 承知した。

(木村たま代委員) PALと注意喚起表示では、表示をするにあたってどちらの方が厳しい基準となるのか。

(事務局) セクション4.3において、アクションレベル以下に下げられない場合にのみ、評価をした上で使用してもよいとなった場合には、事業者にとってハードルが高いものになると思われる。また、日本で現在行政の監視指導の際に用いられる閾値(10ppm)よりも、一般的にはPALの方がより厳しい値になると考えられる。

(梶山浩委員) 今の質問に関連して、検査法の開発について学会で議論が行われており、海外の情報について補足する。アクションレベル(閾値を食品摂取量で割った値)はかなり低い値であるため、海外で使用される検査キットでは対応が難しいと言われており、リスク管理できないことが問題視されている。

#### 議題6:e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案(ステップ7)

(廣田浩子委員) 「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」について、令和4年に発行されてから、その後市場であまり活用されていないのではないかと考える。今後、食品表示へのデジタルツール活用検討分科会での議論も踏まえて、改定等の予定はあるのか。

(事務局) 現時点で改正等の予定があるわけではないが、御指摘を踏まえて考えたい。

#### (4) 第47回総会(CAC)

##### 議題2 第86・87回執行委員会の報告

(山口隆司委員) コーデックスへの参加が認められる国際非政府組織(NGO)は、複数国での活動が必要とされている。従って、大きな団体の下、ローカル団体として活動しているケースも多々ある。二重参加条項に抵触するケースも出てくるかと思う。どういったことに留意すべきか。

(事務局) NGOの二重参加の問題が議論された第85回執行委員会(2023年11月)の作業文書では、二重参加に該当するNGOは14で、全体の6%であること、また、過去7年間で会議に参加したのはその半数であることから、これらのNGOの参加は会議に大きな影響を与えない可能性が示された。執行委員会の結論には、二重参加条項の対象となるNGOの参加に関する手続き及び考慮事項について、部会及び作業部会の議長が注意を払う必要性を確認したことが含まれた。また、第46回総会(2023年11月)は、オブザーバー資格を持つNGOに、積極的な対応と、手続きマニュアルに従って、他の組織におけるメンバーシップに関する情報を提供するよう奨励した。今回の手続きマニュアルへの見出しの挿入は二重参加条項の存在を明確化するための措置である。

(山口隆司委員) World Federation for Animals (WFA) が、申請書の段階で不備があったようだが、「コーデックス戦略計画の実施状況を踏まえて再検討」とはどういうことか。動物試験とのかかわりが懸念になったのか。

(事務局) WFA の申請は、申請書の不備という点ではなく、動物愛護に関する活動内容がコーデックスの制定目的に適合しないのではとの懸念が示され議論となり、結果的に合意しなかった。「コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施状況を踏まえて再検討」については、戦略計画 2026-2031 は関連する国際機関との関係強化等の項目も含まれているので、その成果や進捗状況を考慮して再検討するという趣旨である。

(山口隆司委員) コーデックス信託基金 (CTF) の財政サポートにつなげるため、その進捗（使用状況、成果等）情報の公開が必要だと思う。

(事務局) 御意見に感謝。CTF については、総会の情報提供文書 (CAC47/INF3) や、総会期間中のサイドイベントにおいて、実施状況が公開されている。

#### 議題 4 部会の作業

##### 議題 4.2 油脂部会 (CCFO)

(細野秀和委員) p. 106 の新規作業提案「微生物オメガ3 オイルの規格策定作業」の、「(第 27 回 CCFO で GOED (Global Organization for EPA and DHA Omega-3s) から、) 多くの国・地域が安全性の観点から検討しており、国際的なリスク評価を行うことなく、製品の安全性に関してすでに十分な情報がある旨説明があり～作業開始に合意した」との記述と、「第 86 回執行委員会でも、～安全性に関するリスク評価が必要になる可能性があることを確認し、総会に承認を勧告した。」との記述の関係を教えていただきたい。GOED から「すでに十分な情報がある旨説明があつたが、執行委員会としては必ずしも十分ではなく安全性に関するリスク評価が必要になる可能性があると確認し、総会としても同じくそうなる可能性を確認したうえで新規作業の開始を承認した」ということか。

(事務局) 第 28 回 CCFO (2024 年 2 月) では、EU 等の複数の加盟国から安全性について懸念が表明されたことに対し、GOED からは製品の安全性に関してすでに十分な情報がある旨説明があつたが、議論の結果、提案文書の内容を見直し、当該製品及び生産システムにおける潜在的な安全性についても規格の対象範囲に含めることになった。また、作業の開始後に専門家の助言が必要になる可能性も追記された。執行委員会では一部のメンバーから、安全性について懸念が表明されたため、安全性に関するリスク評価が必要になる可能性があるという CCFO での議論を確認したものである。

(細野秀和委員) 安全性に関するリスク評価が必要になった場合はリスク評価が完了するまで個別食品規格の策定は中断される、ということか。

(事務局) どのような安全性に関する評価が必要かによるので、作業全体が中断されることになるかは現時点では未定である。

(細野秀和委員) 個別食品規格のコーデックス規格の様式（規格の名称、適用範囲、説明、必須の組成及び品質因子、食品添加物、汚染物質、衛生、重量及び測定、表示、分析及びサンプリングの方法）のうち、本製品における安全性に関するリスク評価に関わるかもしれないのは、どの項目なのか、特定されているのか。又は、この項目あたりだろうなどと推定できれば御教示いただきたい。もし、培地に用いる成分の安全性を検討するなら、細胞培養食品のように CCFA で議論するやり方もあるのでは、などと考えている。

(事務局)これまでの議論では、どのような安全性が問題になるのかは言及されておらず、規格のどの項目に関わるかはわからない。

#### **議題8 コーデックスの予算及び財政に関する事項**

(山口隆司委員)日本が、韓国、シンガポールとともに、コーデックス活動のための予算外の支援に対し、感謝されている。具体的な支援内容について御教示いただきたい。議題12の結論に記載された「WHOへの継続的な追加予算拠出」のことか。

(事務局)議題12の結論とは異なり、日本は、農林水産省職員をコーデックス事務局に派遣し、当該職員はコーデックス事務局員として会議に出席する等、規格策定作業をサポートしている。この日本の支援について感謝が表明された。韓国、シンガポールも政府職員をコーデックス事務局に派遣しており、議題8の中で同様に感謝が表明された。

(以上)